

# 公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和2年10月5日

収支等命令者

佐賀県教育庁学校教育課長 江口孝之

## 1 業務内容

- (1) 委託業務名 「さがを誇りに思う教育推進事業高校生向け郷土学習映像資料」制作業務
- (2) 委託業務の仕様等 別紙説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所 佐賀県佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁学校教育課内

## 2 参加資格に係る事項

本件企画提案競技に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。  
なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県内に本社、支社、営業所等を有すること。支所、営業所の場合は、従業員の50%以上が県内に住所を有するか、または県内に住所を有する者を50人以上雇用していること。
- (2) 過去5年間<sup>注1</sup>、同種の業務<sup>注2</sup>を受託した実績を有していること。
- (3) 緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力

- 団の維持運営に協力し、又は関与している者  
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(注1) 過去5年間：平成27年4月1日から公示日までのことをいい、この期間に契約締結及び業務完了したものを業務実績として扱う。

(注2) 同種の業務：映像制作業務

### 3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県教育庁学校教育課特別活動担当  
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59  
電話 0952-25-7048  
FAX番号 0952-25-7286  
電子メールアドレス gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間及び方法

令和2年10月5日(月)から同年10月26日(月)まで佐賀県ホームページに掲載する。

### 4 説明会

- (1) 日時 令和2年10月12日(月)15時から16時まで  
説明会に参加される場合は、当日名刺を頂戴します。

- (2) 場所 佐賀県庁新館11階3号会議室

- (3) 説明会参加申込

- 提出物 説明会参加申込書(様式1) 1部  
提出期限 令和2年10月9日(金) 説明会当日(12日)持参も可  
提出場所 上記担当課  
提出方法 持参、郵送、メール又はFAX

- (4) 質問等

公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書(様式3)に質問内容を記載し、令和2年10月19日(月)17時までに上記担当課に電子メール又はFAXにより提出すること。

- (5) その他

説明会に出席しなくとも応募することができる。

### 5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書(様式2)に關係資料を添付の上、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和2年10月15日(木)17時まで(必着)  
(2) 提出方法 持参又は郵送により、上記担当課に提出  
(3) 参加資格の確認結果は、令和2年10月21日(水)までに通知する。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## 6 提案書の提出

関係書類を添付の上、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙説明書のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和2年10月26日(月)17時まで(必着)

## 7 審査

- (1) 期日 令和2年10月28日(水)
- (2) 場所 佐賀県庁内会議室
- (3) 提案書類をもとに審査員が評価基準に従って審査を行う。
- (4) プレゼンテーションは実施しない。

## 8 結果の通知

令和2年10月30日(金)までに全ての参加者に対し通知する。

日程が変更になる可能性あり

## 9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別表1のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

## 10 その他

### (1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

### (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積った契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画提案競技手続について不正行為を行った場合
- ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格の場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

#### (4) 企画提案競技手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画提案競技手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

#### (5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。ただし、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2以上あるときは、「提案内容の評価」が高い者を最優秀提案者とする。

#### (6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

#### (7) その他

説明書による。